

事前評価調書

I 事業概要	
事業名	治山事業（予防治山事業）
地区名	とよたしあすけしらやまちようじあらば 豊田市足助白山町持アラバ
事業箇所	豊田市足助白山町持アラバ地内
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃溪流を保全し、山地災害を防止する。
事業目標	【達成（主要）目標】 床固工1個、谷止工1個を設置し、荒廃溪流の保全を図る。
事業費	事業費
	55百万円 ■工事費 54百万円、■補償費 1百万円
事業期間	採択予定年度 平成29年度 着工予定年度 平成30年度 完成予定年度 平成30年度
事業内容	床固工1個 谷止工1個
II 評価	
①事業の必要性	1) 必要性
	判定
②事業の実効性	1) 事業計画
	判定
III 対応方針	
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	

当該地域では、溪流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。
また、費用対効果分析結果（B/C）は7.47となり、基準値である1.0を超えており、効果が期待できる。

A

A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。
B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。

【理由】

山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。

		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
工種 区分	調査・設計	←	→						
	用地補償		←	→					
	工事		←	→					
	床固工		←	→					
	谷止工		←	→					
事業費（百万円）		55							

2) 地元の合意形成
地元説明会を経て合意済み。

A

A：事業計画の実効性が期待できる。
B：事業計画の実効性が期待できない。

【理由】

事業計画に無理がなく、地元の合意もあるため、事業の実効性が期待できる。

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】